

東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム設置要綱

令和元年 8 月 29 日
31 福保医政第 840 号

(目的)

第 1 条 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項のうち、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（以下「外来医療計画」という。）及び「医師の確保に関する事項」（以下「医師確保計画」という。）を、東京都地域医療構想（平成 28 年 8 月 1 日付東京都告示第 1349 号。以下「地域医療構想」という。）との整合性を取り一体的に検討するため、東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について、地域医療構想との整合を図りながら協議する。

- (1) 外来医療計画の策定に必要な事項
- (2) 医師確保計画の策定に必要な事項
- (3) その他関連する事項

(構成)

第 3 条 プロジェクトチームは、学識経験を有する者、医療関係団体に従事する者、医療従事者の養成に関係する機関に従事する者、関係行政機関の職員及び医療機関の代表等のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第 2 条に定める所掌事項の検討を終える日までとする。

(座長等)

第 5 条 プロジェクトチームに座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定める。
- 3 座長はプロジェクトチームを総括する。
- 4 第 2 条に定める所掌事項ごとに異なる座長を置くことができる。
- 5 座長に事故があるときは、委員の互選により座長代理を選出する。

(招集等)

第 6 条 プロジェクトチームは座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じてプロジェクトチームに委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第 7 条 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するとき、座長は必要な条件を付することができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。